

第1回船橋市総合体育館及び船橋市武道センター指定管理者選定委員会会議録

- 1 日時 令和7年6月10日（水） 午後1時55分から午後2時55分まで
- 2 会場 市役所7階 教育委員室
- 3 出席者
 - （1）委員（敬称略）
谷藤 千香、野口 俊光、押野 忠治、吉見 日出夫、小野寺 明子、土屋 達彦
 - （2）事務局等
生涯スポーツ課 石山課長、三橋課長補佐、米田庶務施設係長、佐藤主任主事
※「委員の委嘱、任命」に小栗教育次長が出席
- 4 欠席者 無し
- 5 議題
 - （1）委員長及び副委員長の選出について（公開）
 - （2）施設概要及びスケジュールについて（公開）
 - （3）募集要項等について（一部非公開※）
 - （4）指定管理者候補者選定方法及び評価基準の決定について（非公開※）
※船橋市情報公開条例第7条第1項第5号に該当する不開示情報を審議することから
同条例第26条第2号に該当するため。
- 6 傍聴者数 5名
- 7 決定事項
 - （1）委員長及び副委員長の選出
委員の互選により谷藤千香委員が委員長に選任された。また、谷藤委員長から野口俊光委員が副委員長に指名された。
 - （2）募集要項の決定
募集要項の案について事務局から説明し、審議のうえ、募集要項が承認された。
 - （3）選定方法・評価基準の決定
指定管理者候補者の選定方法及び評価基準の案について事務局から説明し、審議のうえ、選定方法及び評価基準が決定された。
- 8 議事
以下のとおり

○事務局（三橋補佐）

定刻より少し早いのですが、全員ご出席いただいておりますので、只今より「第1回船橋市総合体育館及び船橋市武道センター指定管理者選定委員会」を開催いたします。

最初に、配付資料の確認をいたします。事前にお配りしております資料として「船橋市総合体育館及び船橋市武道センター指定管理者募集要項（案）」、ピンク色のファイルになります。

「第1回委員会資料一式」、クリップ止めの資料でございます。

本日配布しております資料として

「席次表」

「事業収支実績」を配布しております。過不足はございませんでしょうか。

本日は第1回目の委員会ですので、委員長選任までにつきましては、事務局で進行させていただきます。

まず、各委員に委嘱状等の交付をさせていただきます。本来であれば教育長より交付をさせて頂くところですが、公務多忙のため代理として小栗教育次長より交付させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

お名前をお呼びしましたら、その場でご起立ください。

（委嘱状交付）

つづきまして、教育次長の小栗よりご挨拶申し上げます。

（教育次長挨拶）

ありがとうございました。

続きまして、お配りしております「委員名簿」に基づきまして、各委員の皆様をご紹介します。

（委員紹介）

次に、事務局職員を紹介させていただきます。

（事務局紹介）

よろしくお願いいたします。

今回の委員会においては、6名の委員に出席いただいておりますことから、船橋市総合体育館及び船橋市武道センター指定管理者選定委員会設置要綱第5条第2項に規定されております開

催の要件を満たしていることをご報告いたします。

また、会議の公開・傍聴についてご説明させていただきます。

本会議につきましては、議題 1「委員長及び副委員長の選出について」及び、議題 2「施設の概要及びスケジュールについて」は不開示情報が含まれておりませんので、船橋市情報公開条例第 26 条により公開となります。

議題 3「募集要項等について」の一部、および、議題 4「指定管理者候補者選定方法及び評価基準の決定について」は船橋市情報公開条例第 7 条第 5 号の定めに該当する不開示情報があるため非公開といたします。

なお、非公開の審議の前に、傍聴人にはご退出をお願いすることになります。

傍聴につきましては、傍聴者定員を 5 名として市のホームページに掲載させていただきました。なお、本委員会への傍聴希望者が 5 名ございます。それでは傍聴者が入室いたします。

(傍聴者が入室、着席)

傍聴者の方は、受付の際にお渡ししました傍聴券の内容に従って傍聴されるようお願いいたします。

それでは、議題に移る前に、改めて指定管理者制度と本委員会の役割につきましてご説明させていただきます。

まず、指定管理者制度です。従来であれば市が直接管理していた「公の施設」の管理運営を民間事業者等に一括して委任する制度でございます。

この制度の目的といたしまして、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するために民間の創意工夫やノウハウを生かして、住民サービスの向上を図るとともに、管理運営の効率化を図ることを目的としております。

続いて本委員会の役割ですが、お配りしておりますクリップ止めの資料 3 をご覧ください。

本委員会は船橋市総合体育館と船橋市武道センターという現在指定管理者が管理運営を行っている 2 つのスポーツ施設について、令和 8 年度からのあらたな指定管理者の候補者を選定することを目的としております。

委員会の主な所掌事務は次のとおりです。

(要綱第 2 条)

委員会は次に掲げる事項について審議し、指定管理者候補者を選定し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

(1)体育館及びセンターの指定管理者候補者を選定するに当たっての選定方法及び指定管理者評価基準を決定すること。

(2)指定管理者評価基準に基づく事業計画書等の提案内容についての評価、及び指定管理者候補者の選定に関すること。

皆様のご協力のもと、より良い指定管理者候補者の選定ができればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題1 委員長及び副委員長の選任についてお諮り致します。

委員長は、船橋市総合体育館及び船橋市武道センター指定管理者選定委員会設置要綱第4条第2項の規定により、委員長については委員の互選により決定することとなっております。

また、副委員長は、委員長が欠けた場合等にその職務を代理する者であり、委員長があらかじめ指定する委員となりますので予めご了承願います。どなたか委員長の立候補なりご推薦いただけますでしょうか。

○野口委員

地域スポーツ等をご専門とされており、前回の指定管理者選定委員も務められている、谷藤委員を推薦したいと思いますがいかがでしょうか。

○事務局（三橋）

ありがとうございます。谷藤委員というご推薦がありましたが、いかがでしょうか。

谷藤委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○谷藤委員

お引き受けいたします。

○事務局（三橋）

ありがとうございます。

それでは、谷藤委員に委員長をお願いいたします。

谷藤委員長より一言ご挨拶をお願いします。

○谷藤委員長

改めまして谷藤と申します。委員長を務めさせていただきます。

近年スポーツは社会においてすごく重要な役割を果たしていると感じています。今回の対象となる総合体育館及び武道センターは船橋市においても中核となる施設ですので、今後たくさんの役割を期待することになるかと思います。委員長2期目ということですが、前回に増して、より慎重な審議を果たしていきたいと思いますので、皆さんご協力のほどよろしくお願いいたします。

○事務局（三橋）

ありがとうございました。

それでは、船橋市総合体育館及び武道センター指定管理者選定委員会設置要綱5条第1項の規定に基づき、議事の進行は委員長をお願いいたします。

○谷藤委員長

はい。はじめに事務局から説明がありましたとおり、副委員長はあらかじめ委員長が指定することですので、私から提案させていただきたいと思います。

スポーツ推進委員協議会の会長をされおり、市内のスポーツに関しての知識をお持ちでいらっしゃる野口委員にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

お引き受けいただけますでしょうか。

○野口委員

よろしくお願いいたします。

○谷藤委員長

それでは、副委員長は野口委員にお願いいたします。

よろしければ一言ご挨拶をお願いします。

○野口副委員長

はい、前回もですね、谷藤委員とお話しして、この会議、本当に重要な委員会であると思っています。

精神的に苦悩する面もあるかと思いますが、何か市民のためにお役に立つことができればと思いますので、委員長をサポートさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○谷藤委員長

ありがとうございました。

では議事に沿って進めて参ります。議題2施設概要及びのスケジュールについて事務局より説明お願いいたします。

○事務局（佐藤主任主事）

生涯スポーツ課の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

議題②施設概要及びスケジュールにつきまして説明させていただきます。

まずは施設の概要についてご説明いたします。

お配りしているクリップ止めの資料4のアリーナの2ページ目をご覧ください。

船橋市総合体育館につきましては、船橋アリーナの愛称で親しまれており、市の東部に位置しております。最寄り駅である東葉高速鉄道の船橋日大前駅から徒歩10分程度の立地となっており、そのほか北習志野駅からのバスでもお越しいただける施設となっております。

4ページ目をご覧ください。

第一棟であるメインアリーナでは、バスケットボールやバレーボール3面分の広さを有してお

り、また、観覧席が充実していることもあり、いろいろなスポーツの大会や、プロスポーツにも使用されております。

5 ページ目をご覧ください。

第二棟であるサブアリーナには、メインアリーナと同じくバスケットボール、バレーボールに使用できる体育館や、温水プール、弓道場、トレーニング室など多種多様な機能が備わっております。

続いて、資料4の武道センターの2 ページ目をご覧ください。

武道センターにつきましては、市の南部に位置しており、船橋駅より徒歩15分程度の立地となっております。

武道センターという名前のとおり、相撲・柔道・剣道など、武道に関する施設でございます。

3 ページ目をご覧ください。

1階に相撲場、2階に畳が敷かれた第一武道場、3階には板張りの第二武道場があり、様々な武道を行える施設となっております。

なお、武道センターにつきましては、昭和62年に開館した施設となり、老朽化により令和7年4月から改修工事に伴う休館中となっております。来年4月に再開される予定で、空調やエレベーターといった設備の追加や、駐車台数の増加などが予定されております。

施設の概要につきましては以上となります。

なお、今回説明に使用した施設概要につきましては、ピンクのファイルの募集要項（案）の資料1と同様の資料となっており、指定管理者に応募される事業者もこの資料にて施設の概要を確認するものとなっております。

委員会として現地の視察の予定はございませんが、ご希望される場合には、日程等を調整させていただきますので委員会終了後職員までお声かけください。

続きまして、具体的な委員会の流れについてご説明いたします。資料5をご覧ください。本委員会は3回の開催を予定しております。

本日の第1回目においては本日の議題④にもなっております、指定管理者候補者選定方法及び評価基準の決定をいたします。具体的にはクリップ止めの資料6及び8についてとなります。こちらは非公開情報が含まれておりますので傍聴の皆様にはお配りしておりません。

本日決定した内容を盛り込みました募集要項を、6月下旬に市のホームページ等に公開いたしまして、8月中旬に募集を締め切り致します。

第2回の選定委員会は書面審査となり、事業者より提出された業務計画書等の審査を行っていただきます。こちらは9月の中旬ごろを予定しております。

第3回の選定委員会では、書面審査を通過した事業者によるプレゼンテーション及び書面審査での疑問点に対する質疑応答を行う面接審査を行います。こちらについては、10月上旬を予定しており、面接審査の結果を基に指定管理者候補者を選定いただきます。

選定された指定管理者候補者は議会にて審議され正式な指定管理者となります。令和8年4月

から新たな指定期間の管理を行うこととなります。
スケジュールにつきまして、以上となります。

○谷藤委員長

ありがとうございました。何かご意見・ご質問などありますでしょうか。
よろしいですか。また何かありましたら後ほど伺いしたいと思います。

それでは、続いて議題③「募集要項等について」です。

なお、募集要項などの事業者募集にあたっての各種資料には、事業者選定に密接に関わる部分があり、船橋市情報公開条例第7条第5号にあたることから、一部が非公開となります。

また、次の議題である議題4「指定管理者候補者の選定方法及び評価基準の決定について」、も同様に事業者選定に深く関わる事項となるため、非公開となります。

（傍聴人がいる場合）非公開となる部分になりましたら傍聴人の方にはご退席いただきますのであらかじめご承知おきください。

この後事務局より資料について説明をいただきますが、各委員の様々な視点からのご意見をいただき、事務局におきましては募集時にできる限り反映いただければと思います。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（佐藤）

それでは募集要項について説明いたします。

ピンクのフラットファイルをご覧ください。

一番上にありますのが募集要項となりまして、

インデックスの1～7がその資料となります。

インデックスの1番が先ほどクリップ止めの資料でもご説明した施設の概要となります。

2番が利用状況です。

3番が各施設の利用料等の一覧表です。この一覧表に記載された金額を上限として利用料を定めることとなります。

4番が業務仕様書です。具体的な業務の内容を定めたものとなっております。

5番が物品一覧表です。現在両施設にあります本市が貸与している備品の一覧となります。

6番が障害者差別解消のための市の職員対応要領です。当該施設は公共施設であるため市と同様の対応を求めるものとなります。

7番は申請書類の一式となります。現地見学会の参加申込書や指定管理者の指定の申請書、事業計画書や収支予算書、その他法人等の状況を把握する書類となっております。

募集要項の内容について説明させていただきます。

募集要項は指定管理者の募集にあたり、本市が考える管理運営の基本方針や、申請の手続き、選定方法等を記載したものとなっております。

5ページ目をご覧ください。（2）が本市が考える管理運営の基本方針です。

- ①は利用者の安全安心な利用のため、施設を良好な状態で管理すること
 - ②は公共施設としての基本的な事項として公平・平等な運営を行うこと。
 - ③は指定管理者制度の目的でもある、民間の力を活用した施設の効率的・効果的な運営を行うこと。
 - ④⑤については利用者への適切なサービスの提供および利用者の意見を聴き、満足度を高めること。
 - ⑥については市内の他の体育施設と連携した管理運営が必要となると考えておりますので、その連携について
- これらが管理運営の基本方針となります。

続いて8ページをご覧ください。5番の指定期間ですが、今回の選定による指定期間は令和8年度から令和10年度までの3年間となっております。現指定期間は令和3年度から令和7年度までの5年間となっておりますが、今回の選定においては船橋市総合体育館の老朽化に伴う大規模改修工事が、早ければ令和11年度に行われる可能性があるため、3年間の指定期間としております。

続いて6番管理運営に関する経費です。本施設の管理運営にあたっては、市が支払う指定管理料、指定管理者が行う自主事業による収入および、施設の利用料によって賄うこととなっております。9ページの指定管理料については現在積算中のため黒丸としております。

18ページをご覧ください。こちらはスケジュールですが現時点では日付が丸となっております。19ページ(3)が申請資格となります。提出書類や失格となる条件等について記載しております。

この後の募集要項の24ページの11指定管理者候補者の審査・選定から28ページの審査結果の通知および公表までは、本委員会においては非公開となりますので、こちらは議題4にて説明させていただきます。

続いてフラットファイルの資料4をご覧ください。こちらが業務仕様書となります。こちらで業務に関して具体的な水準を規定しております。

1ページをご覧ください

四角の2番、業務の対象となる施設は船橋市総合体育館及び船橋市武道センターとなります。四角の3番、管理基準としまして開館時間や休館日について記載しております。

2ページ目をご覧ください。

四角の4番、施設運営に関することとして具体的な業務の水準を上げております、職員の雇用や配置に関すること、利用許可に関すること、利用料の収受に関すること、自主事業に関すること、その他管理運営に関すること、5点が本業務となります。

続いて3ページ目中段、四角の5番 維持管理に関する業務です。

本市が必要と考える保守・点検・衛生管理・清掃・樹木管理、体育施設管理、駐車場管理、修繕業務、物品管理業務を列挙しております。

続いて6ページをご覧ください。

四角の6番、サービスの提供・運営に関する業務となります。

いくつか抜粋してご紹介させていただきます。

4 個目千葉ジェッツふなばしの利用、につきまして、千葉ジェッツふなばしは **2024-25** シーズンからホームアリーナを南船橋のララアリーナ東京ベイに移転しましたが、引き続き船橋市がホームタウンとなりますので、年間数試合は船橋市総合体育館を使用する予定となっておりますので、その調整に関すること

5 個目の総合体育館のトレーニング機器の導入に関すること、
次のページの

11 個目の総合体育館で現在実施しているサービスの継続
次のページの

12 個目の武道センターで現在実施しているサービスの継続
などといった業務を列挙しております。

四角の7番、生涯学習施設予約管理システムの管理業務としまして、施設を利用された方はご存じかと思いますが、体育施設については利用者登録及びシステム上での予約申し込み等の手続きが必要となります。本システムに関する業務について記載しております。

9 ページをご覧ください。

四角の8番 管理運営体制としまして、個人情報保護、情報セキュリティの確保等を定めております。

四角の9番 その他管理運営に必要な業務として、事故・災害時の対応や環境への配慮、帳簿や経理、監査について記載しております。

10 ページをご覧ください。

四角の10番、経費についてということで、改めて指定管理者の収入や支出について記載しております。

そのあとは、11番、業務報告、12番引き継ぎ業務などを定めております。

以上が指定管理者が行う業務の内容となっております。

募集要項等に関する説明は以上となります。

よろしくお願いいたします。

○谷藤委員長

ありがとうございました。

ただ今の事務局の説明を聞きまして、質問などございますでしょうか。

大丈夫ですか。ちょっとゆっくり考えましょうかね。何か補足ありますか

○事務局（佐藤）

この後も会議が進んでいきますので、思い出したタイミングや、最後にまとめた質問でも問題ありませんので、気づいた際にご質問いただければと思います。

○野口委員

8 ページですが、指定期間という事で 11 年度に船橋市総合体育館の大規模改修の予定とありますけども、人件費や資材の高騰などで、いろいろな公共施設で工事の遅延や中止というのがありますので、その改修の内容や状況によっては、継続してお願いすることとこちらに書かれていますが、このあたり今現在状況はどうでしょうか。

○谷藤委員長

事務局お願いします。

○事務局（佐藤）

現状、どの範囲を改修するか、改修工事のお願いの仕方など、幅広く検討中であり、確定した事項が無いものとなっております。

ただおっしゃるとおり、人件費や資材の高騰というのがありますので、そちらも十分に検討したうえで、方法や開始時期を判断するものと考えております。

○谷藤委員長

ここの指定期間では、まだ検討中という事で可能性として最後の 3 文が記載されているという理解でよいでしょうか

○事務局（佐藤）

はい、おっしゃる通りです。この 3 年間までは今回指定管理者に決定された方をお願いをしまして、それ以後の工事が行われる予定という事でございます。

○谷藤委員長

ありがとうございます。

何か質問はありますか。よろしいでしょうか。それではいったん先に進めたいと思います。

それでは以上で募集要項等のうち、非公開部分を除き終了いたします。

9 資料・特記事項

(1) 資料

- ・ 次第
- ・ 資料 1 委員名簿
- ・ 資料 2 船橋市総合体育館及び船橋市武道センターの指定管理者の指定に関する要綱
- ・ 資料 3 船橋市総合体育館及び船橋市武道センター指定管理者選定委員会設置要綱
- ・ 資料 4 施設概要(船橋アリーナ)
- ・ 資料 4 施設概要(武道センター)
- ・ 資料 5 指定管理者選定スケジュール
- ・ 資料 6 船橋市総合体育館及び船橋市武道センター指定管理者募集要項（案）

(2) 特記事項：なし

10 問い合わせ先

生涯学習部 生涯スポーツ課 庶務施設係
047-436-2910